

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

講座の名称		看護学科			
実施方法		① 通学 (<u>昼間</u> ・ 夜間 ・ 土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)			
指定講座番号(15桁)		1410064	—	2120011	— 5
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間	過去一 年の講 座実績	入講者数(80人)	修了者数 (74人)	
平成17年4月1日	令和6年9月30日まで				
訓練期間		36ヶ月	総訓練時間		3015時間
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 (看護師) <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input type="checkbox"/> 専門職大学院 () <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム () <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		厚生労働省			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		高等学校卒業後、本学に3年間以上在籍し、卒業単位(104単位以上)を修得したことにより卒業が認定されること。			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		病院等保健医療福祉施設で看護師として活用される			
2. 教育訓練の内容					
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名		
※別表 教育課程参照					
3. 受講者となるための要件 (この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		なし			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		高等学校卒業またはこれと同等の資格を有する			
③その他					

〔 特 記 事 項 〕

--

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	64	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	80	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	64	人	受験率(③/②)	80.0%	%
④ ③のうち合格者数	63	人	合格率(④/③)	98.4%	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	63	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	0	人			

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		13	人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	5	人		
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	8	人	②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	4	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人		
	3 社内外の評価が高まる	0	人		
	4 円滑な転職に役立つ	0	人		
	5 趣味・教養に役立つ	0	人		
	6 その他の効果	0	人		
	7 特に効果はない	0	人		
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	0	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる	0	人		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	6	人		
	4 趣味・教養に役立つ	0	人		
	5 その他の効果	0	人		
	6 特に効果はない	2	人		
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	6	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	2	人		
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	3	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	7	人		
	3 どちらとも言えない	3	人		
	4 やや不満	0	人		
	5 大いに不満	0	人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況)、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	卒業単位を満たすこと
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法			
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	出席率66%(2/3)以上、試験合格率得点率60%以上で合格、補講・追試は認める。		
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	ペーパーテスト、演習及び課題提出		
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	出席率66%(2/3)以上、試験合格率その他、補講卒業単位を満たすことが卒業認定基準のため、修了認定試験はなし・追試はその他		
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	卒業単位を満たすこと		
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	出席状況、成績に応じて学年担当教員が個別指導を定期的に行っている。		
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	国家試験対策: 1年次から模擬試験を計画的に実施。3年次はチューター制で個別指導。 就職: 年に1回説明会を開催。願書面接など個別指導を実施。		
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名及び代表者名	公益財団法人相模原市健康福祉財団 (代表者名: 理事長 木内哲也)		
住所及び連絡先	神奈川県相模原市南区新磯野4-1-1 TEL 046-259-1155		
施設名称及び施設長名	相模原看護専門学校 (施設長: 学校長 水澤 晴代)		
住所及び連絡先	神奈川県相模原市南区新磯野4-1-1 TEL 046-259-1155		
苦情受付者	氏名 高橋 淳二 所属 事務局	事務担当者	氏名 落合 綾子 所属 事務局
連絡先	TEL 046-259-1155	連絡先	TEL 046-259-1155
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 1,800,000 円		
支払い方法 ① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	150,000 円	
	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	1,650,000 円 (第1期 275,000 円 第2期 275,000 円 第3期 275,000 円 第4期 275,000 円 第5期 275,000 円 第6期 275,000 円) (うち、必須教材費 0 円)	
② 分割払			
③ 両方可能			
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 520,000 円		
	① 任意の教材費 (税込額)	210,000 円	
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)	0 円	
	③ 施設維持費 (税込額)	180,000 円	
	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税)	130,000 円	
	3. 総額 (1+2) (税込額) 2,320,000 円		

別表 教育課程

区分		授業科目	単位数	時間数	区分	授業科目	単位数	時間数	
基礎分野	人間と生活・社会の理解	哲学	1	15	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論	1	15	
		倫理学	1	15		地域で暮らす多様な人の理解	1	15	
		心理学	1	30		地域・在宅における健康状態別看護	1	30	
		教育学	1	30		訪問看護技術	1	30	
		社会学	1	30		地域・在宅ケアマネジメント	1	15	
		文化人類学	1	15		地域・在宅看護過程	1	15	
		人間関係論	1	30		小計	6	120	
		英語Ⅰ	1	30		成人看護学	成人看護学概論	1	30
		英語Ⅱ	1	30			セルフマネジメントを必要とする対象の看護	1	30
		運動実技と理論	1	30			セルフケア再獲得に向けた対象の看護	1	30
	人間工学	1	15	クリティカルケアを必要とする対象の看護	1		30		
	科学的盤思	情報科学	1	30	エンドオブライフ期にある対象の看護	1	30		
		日本語表現法	1	15	成人の看護過程	1	30		
		論理学	1	15	小計	6	180		
小計		14	330	老年看護学	老年期を生きる人の理解	1	15		
専門基礎分野	人体の構造	人体の構造と機能Ⅰ	1		30	老年期の暮らしを支える看護	1	30	
		人体の構造と機能Ⅱ	1		30	疾病や障害のある高齢者を支える看護	1	30	
		人体の構造と機能Ⅲ	1		30	老年期にある人の自分らしさを支援する看護	1	30	
		人体の構造と機能Ⅳ	1		30	小計	4	105	
	疾病の成り立ちと回復の促進	疾病の成り立ちと回復の促進	生化学	1	15	小児看護学	小児看護学概論	1	30
栄養学			1	30	さまざまな状況にある子どもと家族の看護Ⅰ		1	30	
感染症と微生物			1	30	さまざまな状況にある子どもと家族の看護Ⅱ		1	30	
病気の発生とメカニズム			1	30	子どもの発達を支える看護の展開		1	15	
疾病治療論Ⅰ			1	30	小計		4	105	
社会健康支援と保障制度		疾病治療論Ⅱ	1	30	母性看護学	母性看護学概論	1	30	
		疾病治療論Ⅲ	1	30		正常な周産期の看護	1	30	
		疾病治療論Ⅳ	1	30		周産期の異常と保健医療システム	1	30	
		疾病治療論Ⅴ	1	30		周産期のウェルネスを支える看護	1	15	
		疾病治療論Ⅵ	1	30		小計	4	105	
基礎看護学	薬理学	1	30	精神看護学	精神看護学概論	1	30		
	臨床心理学	1	15		自分らしさを支える精神看護の特徴	1	30		
	総合医療論	1	15		精神看護の基本技術	1	30		
	社会福祉論	1	30		精神障害を持つ人の看護の展開	1	15		
	看護と実践の統合	公衆衛生学	1	15	小計	4	105		
関係法規		1	15	看護と実践の統合	看護の探究	1	15		
医療事故と看護		1	15		医療安全	1	15		
チーム医療論		1	15		災害看護と国際支援	1	30		
小計		22	555		看護管理	1	15		
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1		30	統合演習	1	15	
		看護の基本となる技術Ⅰ	1	30	小計	5	90		
		看護の基本となる技術Ⅱ	1	30	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	30	
		看護の基本となる技術Ⅲ	1	30		基礎看護学実習Ⅱ	3	90	
		看護の基本となる技術Ⅳ	1	30		地域・在宅看護論実習	2	90	
		生活を整える技術Ⅰ	1	30		老年看護学実習	2	90	
		生活を整える技術Ⅱ	1	30		成人・老年看護学実習Ⅰ	2	90	
		診療に伴う技術	1	30		成人・老年看護学実習Ⅱ	2	90	
		看護理論	1	15		成人・老年看護学実習Ⅲ	2	90	
		看護研究	1	15		成人・老年看護学実習Ⅳ	2	90	
	症状に応じた看護技術	1	30	小児看護学実習		2	90		
	小計	11	300	母性看護学実習		2	90		
	合計	合計	合計	合計	合計	精神看護学実習	2	90	
						看護の統合実習	2	90	
小計						24	1020		
専門分野小計						68	2130		
合計						104	3015		

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。